

# 大阪府環境審議会野生生物部会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）に設置する野生生物部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

## (組織)

第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、臨時委員及び専門委員で組織する。

一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 6人以内

二 条例第3条第1項に規定する臨時委員 若干名

三 条例第3条第2項に規定する専門委員 5人以内

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

## (会議)

第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。

5 部会の決議は、次の事項について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。

一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第1項に定める鳥獣保護管理事業計画の策定又は変更

二 同法第7条の2第1項に定める第二種特定鳥獣管理計画の策定又は変更

三 同法第12条第2項に定める捕獲等の禁止又は制限

四 同法第14条第2項に定める期間の延長

五 同条第3項に定める禁止又は制限の解除

六 同法第28条第1項に定める鳥獣保護区の指定又は変更

七 同法第29条第1項に定める特別保護地区の指定又は変更

八 同法第73条第2項に定める猟区の維持管理事務の委託

6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

## (必要事項)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。